

令和5年度ごみ・資源組成調査結果の確定について

ごみ及び資源の排出状況を継続的に把握するため、家庭、事業所から排出されるごみ・資源の組成調査を実施しました。この度、令和5年度の調査結果が確定しましたのでお知らせします。

1. 調査概要

(1) 期間 令和5年6月～11月

(2) 対象

調査対象		対象地区	検体数	分類数
収集	家庭系 燃やすごみ	8地区:新潟、新津、白根、豊栄、横越・ 亀田、巻、西川、岩室	26検体	27分類
許可	事業系 可燃ごみ	8地区:「燃やすごみ」と同じ	20検体	28分類

〔 収集車1台から定量(約100kg)を抜き取ったものを1検体としています。 〕

収集地区別検体数一覧

区分		新潟地区	新津地区	白根地区	豊栄地区	横越 亀田	巻地区			計
							巻	西川	岩室	
家庭系	燃やすごみ	8	4	4	3	4	1	1	1	26
事業系	可燃ごみ	6	3	3	2	3	1	1	1	20

(3) 調査方法

集積場から収集された家庭系ごみ・資源及び事業所から排出された事業系ごみを収集車から定量サンプリングし、種類ごとに分け、それぞれの重量を測定しました。

2. 調査結果

(1) 家庭系ごみ「燃やすごみ」

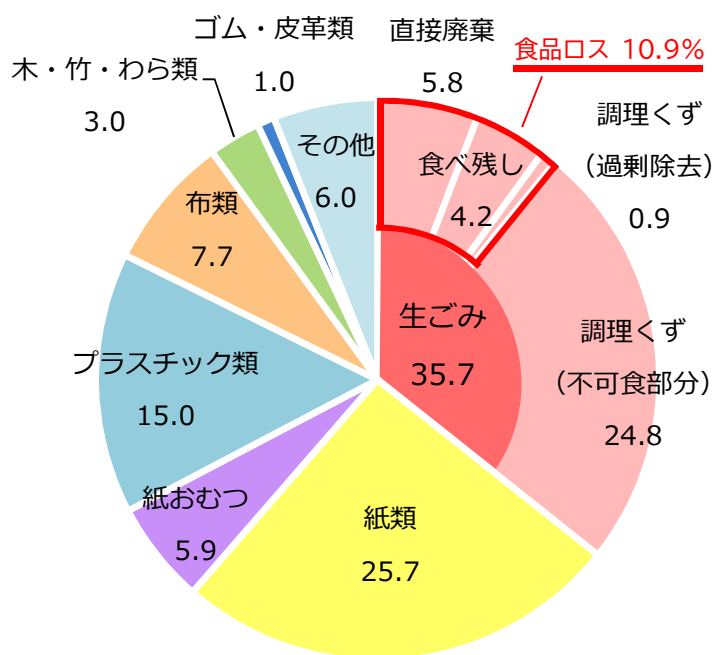


図1：燃やすごみの組成割合 (全市加重平均^{注1})

種別	R3	R5
生ごみ	31.8	35.7
紙類	25.8	25.7
紙おむつ	7.5	5.9
プラスチック類	15.1	15.0
布類	12.0	7.7
木・竹・わら類	2.2	3.0
ゴム・皮革類	1.4	1.0
その他	4.2	6.0
計 ^{注3}	100.0	100.0

表1：燃やすごみの組成割合 (%)

種別		R3	R5
食品ロス	直接廃棄	4.8	5.8
	食べ残し	4.2	4.2
	調理くず (過剰除去) ^{注2}	1.6	0.9
	計	10.6	10.9
その調理くず (不可食部分)		21.1	24.8
計 ^{注3}		31.8	35.7

表2：生ごみの内訳 (%)

種別		R3	R5
資源物	新聞紙	2.1	2.9
	雑誌・雑がみ	9.0	7.6
	段ボール	0.6	0.5
	紙パック	0.4	0.5
	計	12.1	11.5
その他紙類		13.7	14.2
計 ^{注3}		25.8	25.7

表3：紙類の内訳 (%)

種別		R3	R5
資源物	ペットボトル	0.3	0.4
	プラマーク容器包装	6.1	5.9
	計	6.4	6.3
その他プラスチック		8.7	8.6
計 ^{注3}		15.1	15.0

表4：プラスチック類の内訳 (%)

注1：地区ごとの調査結果に当該地区における令和5年度年間排出量に乗じて足しあげ、令和5年度全市年間排出量で割った数値。考え方は資料1のとおり。

注2：過剰除去割合は、「食品ロスの調査における「過剰除去」判断基準」資料2を用いて、現地調査において、過剰除去と判断した実割合。

注3：端数処理のため、合計と内訳の計は一致しない場合がある。

- 組成割合は、生ごみが最も高く 35.7%、次いで紙類が 25.7%となっています。
- 前回調査と比較すると、生ごみ、その他などの項目が増加し、紙おむつ、布類などの項目が減少しました。紙類、プラスチック類などにおいては、ほぼ同じ割合になっています。(表1)
- 生ごみには、食品ロス(直接廃棄、食べ残し、調理くず(過剰除去))が 10.9%含まれています。(表2)

【食品ロスとは】

食品ロスとは本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことです。食品ロスは大きく3つに分類されます。

- －直接廃棄：賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの
- －食べ残し：食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの
- －過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分

出典：環境省 食品ロスポータルサイト

- 紙類 25.7%の中には、分別収集の対象である新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックが 11.5%含まれています。(表3)
- プラスチック類 15.0%の中には、分別収集の対象であるペットボトル、プラマーク容器包装が 6.3%含まれています。(表4)

(2) 事業系ごみ「可燃ごみ」

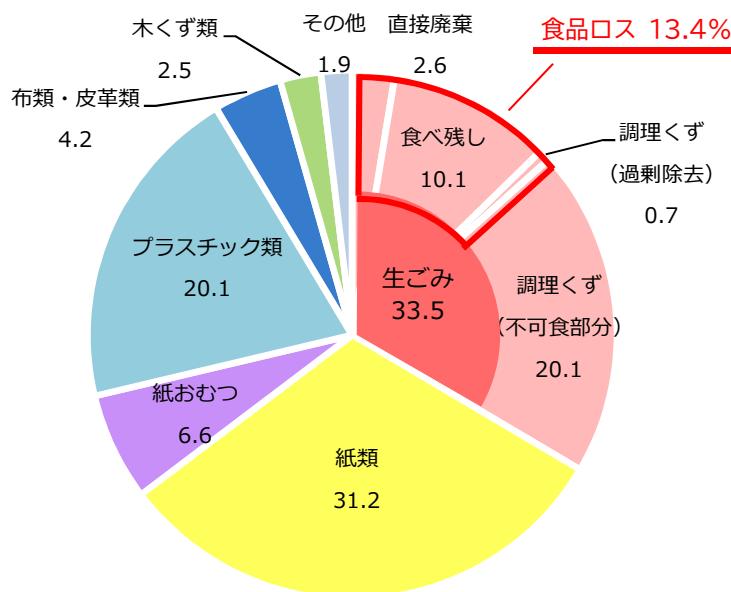


図2：可燃ごみの組成割合 (全市加重平均^{注1})

種別	R3	R5
生ごみ	40.8	33.5
紙類	30.2	31.2
紙おむつ	6.6	6.6
プラスチック類	16.1	20.1
布類・皮革類	2.8	4.2
木くず類	2.3	2.5
その他	1.2	1.9
計 ^{注3}	100.0	100.0

表5：可燃ごみの組成割合 (%)

種別		R3	R5
食品ロス	直接廃棄	8.4	2.6
	食べ残し	9.0	10.1
	調理くず(過剰除去) ^{注2}	2.0	0.7
	計	19.4	13.4
その調理くず(不可食部分)		21.3	20.1
計 ^{注3}		40.8	33.5

表6：生ごみの内訳 (%)

種別		R3	R5
資源物	新聞紙	2.0	2.3
	雑誌・雑がみ	10.3	8.5
	段ボール	1.6	1.1
	OA紙	2.4	2.8
	計	16.3	14.7
	その他紙ごみ	13.9	16.5
計 ^{注3}		30.2	31.2

表7：紙類の内訳 (%)

注1：地区ごとの調査結果に当該地区における令和5年度年間排出量を乗じて足しあげ、令和5年度全市年間排出量で割った数値。考え方は資料1のとおり。

注2：過剰除去割合は、「食品ロスの調査における「過剰除去」判断基準」資料2を用いて、現地調査において、過剰除去と判断した実割合。

注3：端数処理のため、合計と内訳の計は一致しない場合がある。

- 組成割合は、生ごみが最も多く 33.5%、次いで紙類が 31.2%となっています。
- 前回調査と比較すると、生ごみの項目が大きく減少しました。一方で、プラスチック類、布類・皮革類などの項目が増加しました。(表5)
- 生ごみには、食品ロス(直接廃棄、食べ残し、調理くず(過剰除去))が 13.4%含まれています。(表6)
- 紙類の割合は微増したものの、リサイクル可能な資源物(新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、OA紙)の割合は前回調査と比較して減少しています。(表7)

令和5年度 家庭系組成調査 加重平均(R5ごみ量ベース)

1 収集「燃やすごみ」

区 分		新潟・黒埼	亀田・横越	新津	白根	豊栄	巻広域	全市加重平均			
検体数		8	4	4	4	3	3	26			
収集量(t)		73,192	7,231	9,394	8,914	6,789	8,231	113,750			
全市のごみ量に対する当該地区の割合		64.3%	6.4%	8.3%	7.8%	6.0%	7.2%	100.0%			
組成 (%)	紙類	26.4	25.2	25.7	23.0	24.3	23.6	25.7			
	新聞紙	3.2	3.1	1.7	1.7	3.2	2.2	2.9			
	雑誌・雑紙	7.8	8.1	7.5	7.5	6.9	6.8	7.6			
	段ボール	0.5	0.3	0.2	0.8	0.3	1.0	0.5			
	紙パック	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	0.5			
	その他	14.4	13.2	15.7	12.7	13.4	13.1	14.2			
	紙おむつ	6.2	2.5	7.5	6.0	4.5	4.8	5.9			
	布類	6.6	10.9	3.2	11.2	6.3	16.1	7.7			
	ゴム・皮革類	0.7	1.9	2.8	0.8	1.1	0.4	1.0			
	木・竹・わら類	3.1	4.0	2.6	3.3	1.4	3.3	3.0			
	厨芥類	34.9	31.0	40.7	36.3	44.7	32.8	35.7			
	調理前に廃棄されたもの	加工食品	生鮮食品	4.4	0.7	2.2	6.6	2.3	2.9	3.9	
			賞味期限表示有	期限内	0.2	0.5	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3
				期限外	0.9	0.9	2.0	0.5	0.8	0.6	1.0
			消費期限表示有	期限内	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
				期限外	0.3	0.3	0.4	0.6	0.6	0.2	0.3
			その他	0.2	0.1	0.4	0.3	0.4	1.4	0.3	
	調理後に廃棄されたもの	調理くず	食べ残し	3.7	4.9	7.1	3.4	6.1	4.4	4.2	
			過剰除去分	1.0	0.5	1.0	0.8	1.2	0.0	0.9	
			その他調理くず	24.2	23.0	27.6	23.8	33.3	23.0	24.8	
	プラスチック類	14.9	15.6	14.4	16.6	13.8	14.8	15.0			
	ペットボトル	0.4	0.6	0.2	0.4	0.2	0.7	0.4			
	容器包装	5.7	6.3	7.1	7.1	6.0	5.6	5.9			
	その他	8.9	8.7	7.1	9.2	7.6	8.5	8.6			
	不燃物類	1.1	1.2	0.6	0.3	0.5	1.3	1.0			
	特定5品目	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0			
水銀・鉛含有物	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.6	0.2				
その他	5.6	7.6	2.4	2.2	3.4	2.1	4.8				
5mmふるいを通過するもの	0.9	0.0	0.0	0.3	0.4	0.1	0.6				
その他可燃物	4.8	7.6	2.1	2.0	3.0	2.0	4.2				
排出禁止物	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0				

※四捨五入の関係で100%でない場合があります。

99.7 100.0 100.0 99.9 100.0 99.9 100.0

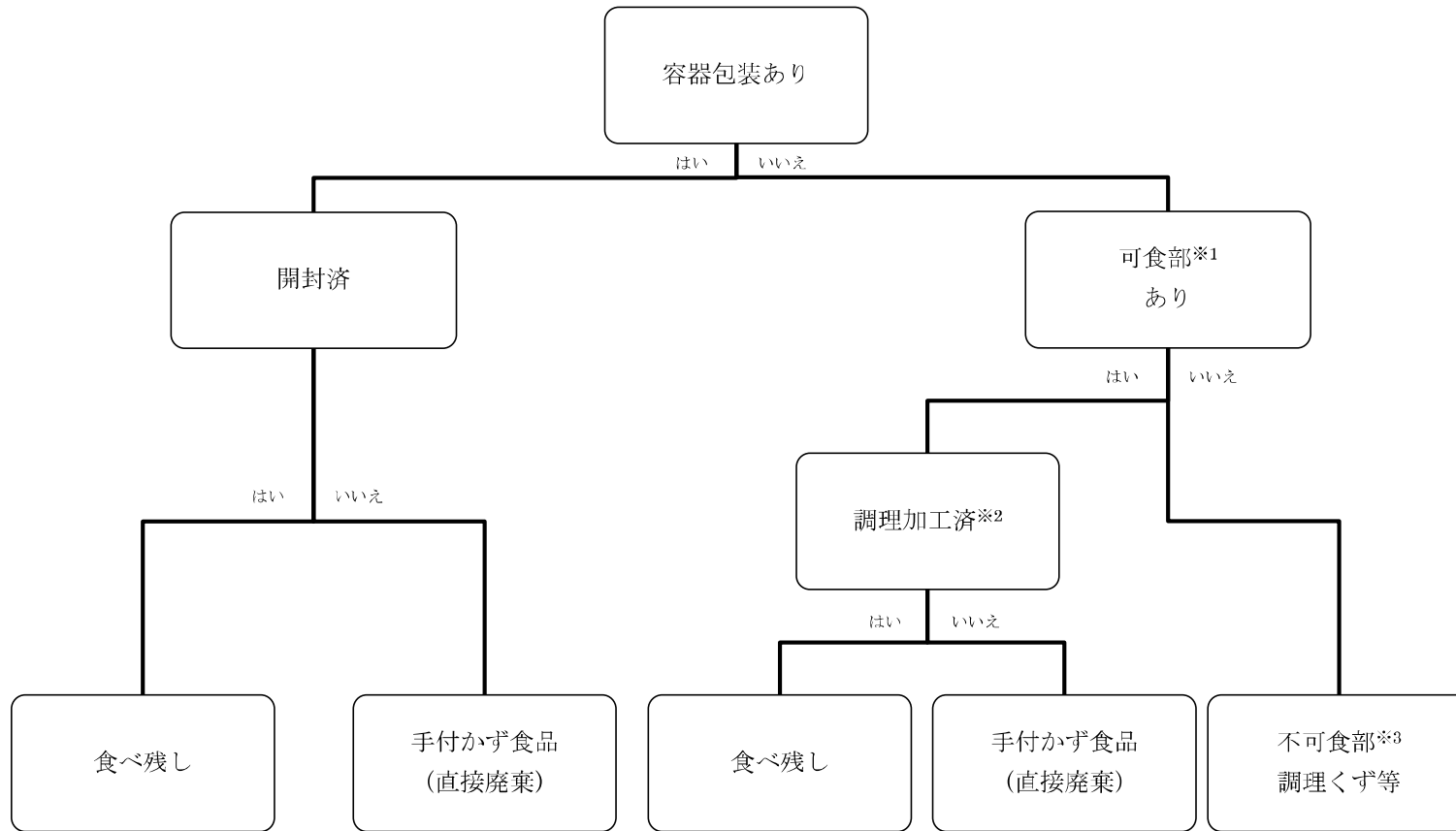
食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準

調理などで不可食部を除去する際に生じたもので、不可食部に可食部が多く残っているもの。表1のいずれかに該当し、かつ重量で可食部が全体の概ね6割程度以上のものを「過剰除去」とする。

表 1

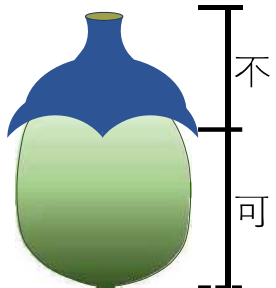
番号	不可食部	可食部	主な対象品	備考
A	へタ	実	茄子、胡瓜、ピーマン、柿	
B	根～根本	葉・茎	小松菜、青梗菜、万能ねぎ、三つ葉、ニラ、キャベツ、玉ねぎ、長葱、豆苗	ニラは分岐部分から根本側の、緑色が薄い部分を不可食部とする。
C	根本	根	大根、人参	
D	青い部分	白い部分	長葱 ※長葱及びそれと同等の太さの葱類のみを対象とする。	青い部分の分岐よりも上を不可食部とする。
E	皮	中心部、つぼみ [*] ※ブロッコリー	大根、じゃがいも、りんご、さつまいも ブロッコリー（茎）	むいた皮の一番厚いところが概ね5mm以上のものを「過剰除去」とする。
F	両端部	両端の間	蓮根、さつまいも	両端の硬い部分を不可食部とする。
G	石づき	柄～傘	えのき茸	石づき側の末端から傘方向に概ね5cm以上残っているものを「過剰除去」とする。
H	外側や先端部の 枯れた褐色部分	枯れていない部分	玉ねぎ ※以上1項目のみを対象とする	はがされた外側の鱗片、または切られた上部分について可食部割合の判断を行うとする。

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの調査に係る各分類の判断基準

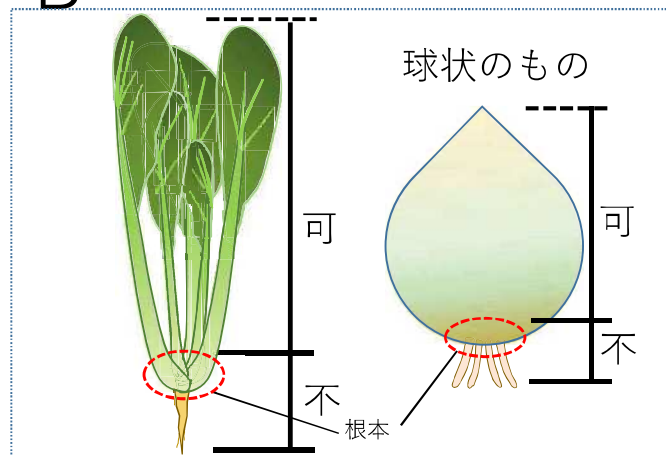


※1 そのままで食用可能な部分、あるいは調理加工を行うことにより食用可能な部分。「過剰除去」は、当該判断では「可食部なし」とする。
※2 加熱や切碎などが加えられたもの。加工食品も含む。
※3 骨や殻、へタなど一般に食するのに適さないもの。別紙『食品ロスの調査に係る「過剰除去」判断基準』を参考に決定した「過剰除去」に該当するものは、「過剰除去」とする。

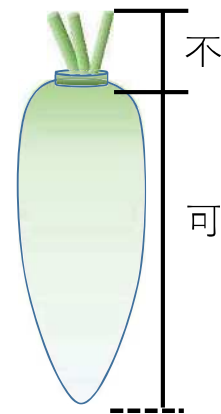
A



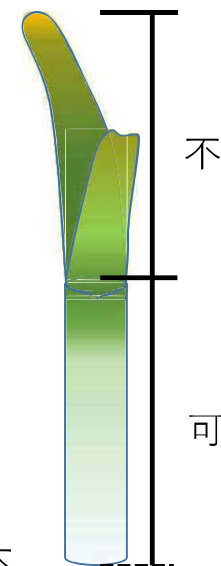
B



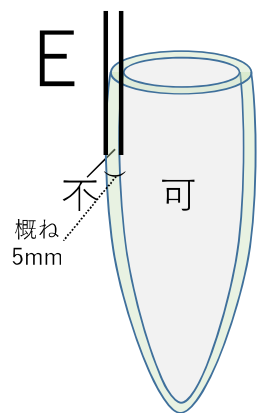
C



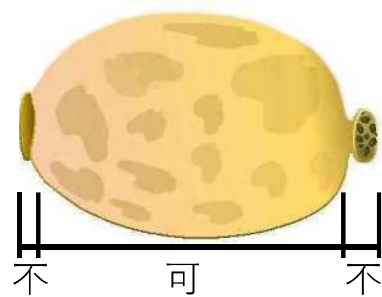
D



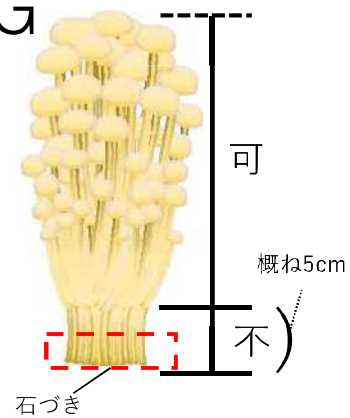
E



F



G



H

